

令和7年度集団指導

令和4年度～令和6年度における指摘事項

桑名市 介護予防支援室

目次

○サービス種別	頁
全サービス	1
居宅介護支援	4
介護予防支援	6
地域密着型サービス	7
通所サービス	9
地域密着型通所介護	10
複合サービス	11
施設サービス	12
認知症対応型共同生活介護	13
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	14

全サービス

指定通知書の標示

指定通知書を事業所の見やすい場所に掲示すること

内容及び手続の説明

サービスの提供の開始に際しては次に掲げる事項について説明し同意を得ること

- 一 運営規程の概要
- 二 秘密の保持
- 三 事故発生時の対応
- 四 苦情処理の体制
- 五 その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

従業者の員数

タイムカード等により、勤務の実績が確認できるようにすること

管理者

常勤の管理者を配置すること

基本取扱方針

自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること

運営規程

重要事項説明書との内容を統一すること
運営における次に掲げる重要事項について定めること

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 サービスの内容及び利用料、その他の費用の額
- 四 虐待の防止のための措置に関する事項
- 五 その他運営に関する重要事項

全サービス

勤務体制の確保

勤務形態一覧表について実態に合わせて記載すること

研修について、実施内容を記録するなどにより、参加できなかった職員に対しても研修の機会を確保すること

ハラスメント防止に関する事項について、整備し従業者に周知すること

業務継続計画の策定等

業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練を定期的実施すること

衛生管理等

感染症の発生又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じること

- 一 対策を検討する委員会を定期的開催
- 二 指針の整備
- 三 研修及び訓練を定期的実施

秘密保持等

従業者が正当な理由なく業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を退職後も漏らすことがないように措置を講じること

利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はそれぞれからあらかじめ文書により同意を得ること

苦情処理

苦情を記録するための様式を整えること

全サービス

事故発生時の対応

サービスの提供に当たり報告すべき事故が発生した場合は速やかに**保険者に報告**すること
事故発生時は事故の原因を解明し**再発防止**のための対策を講じること
賠償すべき事故が発生した場合に**損害賠償**を速やかに行えるよう体制を整備すること

虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じること
措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと

- 一 対策を検討する**委員会**を定期的開催
- 二 **指針**の整備
- 三 **研修**を定期的実施

居宅介護支援

具体的取扱方針

課題分析の実施については課題分析標準項目を網羅し、行うこと

居宅サービス計画の作成、変更等を行う際はサービス担当者会議を開催し、その記録を作成すること

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるかを区分すること

医療サービスを位置づける場合は、主治の医師等に意見を求め居宅サービス計画を交付すること

継続して福祉用具貸与を位置づける場合はその必要性を検証し、その理由を再び居宅サービス計画（第5表等）に記載すること

福祉用具販売を利用する場合は妥当性を検討しサービスが必要な理由を居宅サービス計画に位置づけること

記録の整備

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること

特定事業所集中減算

所定の書式を用い判定期間の計算を行うこと

特定事業所加算

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の協力体制を整備すること

入院時情報連携加算

情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画に記録すること

居宅介護支援

退院・退所加算

サービスの利用に関する調整を行った旨を記録すること

カンファレンスに参加した場合は、居宅サービス計画等に「利用者又は家族に提供した文書の写し」を添付すること

通院時情報連携加算

利用者が診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定を行うこと

ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族に同意を求めること

介護予防支援

業務の委託

業務の一部を委託をする場合には、アセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮すること

地域密着型サービス

利用料等の受領

特別な行事開催時の材料費等についてすべての利用者から一律に徴収しないこと

具体的取扱方針

身体的拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

緊急時等の対応

緊急時に備え、利用者の主治医を把握・共有できる体制を整えること

地域との連携等

運営推進会議を適切な頻度で開催し、参加者の要望、助言等を聞く機会を設けること

1年に1回以上サービスの改善及び質の向上について自己点検を行い、運営推進会議において外部評価を行うこと

運営推進会議の記録を作成するとともに、当該記録を公表すること

自己評価及び外部評価の結果を入居（申込）者及びその家族に提供すること

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て定期的に従業員に周知すること

定期的に避難、救出その他の必要な訓練を実施し記録すること

訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

地域密着型サービス

介護職員等処遇改善加算

介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めること

介護職員ごとに意見交換をしながら資質向上の目標及び研修計画を策定すること

賃金改善の内容の根拠となる規定について就業規則等に整備すること

処遇改善の内容等について介護職員に周知すること

通所サービス

具体的取扱方針

外出支援は居宅サービス計画の位置づけに従って行うこと

入浴介助加算

入浴介助を適切に行うことができる人員を確保すること

送迎を行わない場合の減算

送迎を行っていない場合は片道につき減算すること

地域密着型通所介護

個別機能訓練加算

3月に1回以上居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認し、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること

認知症加算

認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること

中重度者ケア体制加算

サービス提供時間を通じて専らサービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置すること

複合サービス

(看護) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

介護支援専門員（計画作成担当者）により（看護）小規模多機能型居宅介護計画を作成すること

施設サービス

取扱方針

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること
身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上行うこと
身体的拘束等について報告するための様式を整備すること
身体的拘束等の適正化のための指針に次に掲げる項目を記載すること

- 一 基本的考え方
- 二 適正化検討委員会の組織
- 三 職員研修
- 四 報告方法等の方策
- 五 発生時の対応
- 六 利用者等に対する当該指針の閲覧
- 七 その他推進のために必要な基本方針

身体拘束廃止未実施減算

事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること

事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算すること

看取り介護加算

看取りに関する職員研修を実施すること
次に掲げる項目を看取りに関する指針に盛り込むこと

- 一 当該事業所の看取りに関する考え方
- 二 終末期の経過の考え方
- 三 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- 四 医師や医療機関との連携体制
- 五 利用者等への情報提供及び意思確認の方法
- 六 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式
- 七 家族等への心理的支援に関する考え方
- 八 その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応方法

認知症対応型共同生活介護

取扱方針

定期的に外部の者による評価を受けるか若しくは運営推進会議における評価を受けること

認知症対応型共同生活介護計画の作成

居宅サービス（居宅療養管理指導等）を利用する際は認知症対応型共同生活介護計画に当該居宅サービスを位置づけること

利用者が入院したときの費用の算定

入院時の費用を算定する場合は、あらかじめ、利用者に対して、退院後再び円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行うこと

医療連携体制加算

重度化した場合における対応に係る指針に次に掲げる項目を記載すること

- 一 急性期における医師や医療機関との連携体制
- 二 入院期間中における居住費や食費の取扱い
- 三 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等

地域密着型施設サービス計画の作成

サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により地域密着型施設サービス計画の原案の内容について担当者から**専門的な見地からの意見**を求めること

計画担当介護支援専門員は地域密着型施設サービス計画の作成後、実施状況の把握（**モニタリング**）を行うこと

地域密着型施設サービス計画の原案について入所者又はその家族に対して説明し、**文書**により入所者の同意を得ること